

県内の建設事業者の皆様へ

◆ 労働環境の確認にご協力ください! ◆

愛知県では、対象となる公契約（以下、特定公契約と言います。）の相手方である事業者に対して、労働関係法令の遵守状況を確認するため、以下の様々な取組を実施しています。

- ① 労働環境報告書の提出
- ② 賃金単価及び報酬単価の報告
- ③ 労働者からの申出
- ④ 事業者及び労働者への周知



特定公契約とは

愛知県が締結する契約のうち、

全ての契約が対象ではありません！

- ・ 予定価格 6 億円以上 の工事請負契約
- ・ 予定価格 1,000 万円以上 の清掃、警備、受付・案内、電話交換に係る業務委託契約

① 労働環境報告書の提出

提出が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。

（下請・再委託事業者を含み、いわゆる一人親方を除く。）

報告の対象となる労働者は？

特定公契約の履行に係る作業現場に従事するすべての労働者。

（作業現場で直接従事しない労働者（ex. 営業職、現場監督など）を除く。）

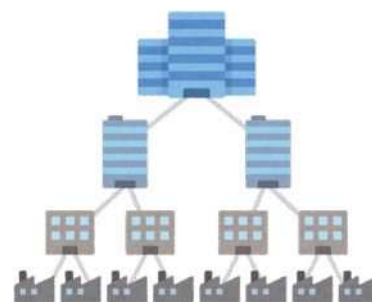
報告の内容は？

労働条件の明示や就業規則の届出など労働関係法令の遵守状況。

（詳しくは、別添の労働環境報告書をご覧ください。）

提出時期や提出方法は？

契約締結後、元請事業者がとりまとめて県に提出。



② 賃金単価及び報酬単価の報告

報告が必要な事業者は？

特定公契約の履行に関わるすべての事業者。(下請・再委託事業者及び一人親方を含む。)

報告の内容は？

業務に着手後、最初の1か月に係る賃金(報酬)単価。

- ・一人親方以外の事業者
 - …従事人数、1日(8時間)当たりの賃金単価の平均額及び最低額。
(工事請負契約の場合は、労働者の職種ごとに報告。)
- ・一人親方の事業者
 - …職種、請負金額、経費の合計額、作業日数、1日当たりの報酬単価。



提出時期や提出方法は？

労働環境報告書とは異なり、下請事業者も
直接県へ提出

業務に着手後3か月以内に、パソコン、スマートフォンなどから「愛知県電子申請・届出システム」により提出。

(システムの入力が困難な場合は、郵便、ファクシミリなどでも提出可能。)

③ 労働者からの申出

特定公契約のもとで働く労働者からの申出を受付。

- ・労働環境報告書の内容に関する申出…愛知県会計局管理課
- ・労働問題に関する申出…
 - 最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談センター
 - あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー など



連絡先は別添チラシを参照。

④ 事業者及び労働者への周知

・別添のチラシ「労働環境の確認について」を、特定公契約に携わるすべての事業者及び労働者に配布、作業現場に掲示。

・「労働環境の確認に関する質疑応答集」を作業現場に常備。

本件に関する問い合わせ先

愛知県会計局管理課 会計企画・調整グループ

名古屋市中区三の丸3-1-2 電話：(052) 954-6653

☆詳しくは、愛知県公契約条例に関するホームページをご覧ください。

HPアドレス：<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/kaikeikanri/koukeiyaku.html>

公契約条例 HP



愛知県 公契約

検索

労働環境の確認について



- 愛知県では、愛知県公契約条例に基づき、県が発注する工事及び業務に携わる労働者の労働環境を確認しています。
- 具体的には、労働関係法令に関する以下の事項について、下請及び再委託を含むすべての事業者から報告を求めます。

- ・労働条件を書面で明示
- ・法定年次有給休暇の付与
- ・安全管理者、安全衛生推進者などの選任
- ・労働災害を防止する措置の実施
- ・安全衛生教育、定期健康診断、ストレスチェックの実施
- ・労働環境の改善に向けた取組
- ・時間外、休日、深夜の割増賃金を法定どおり支払
- ・労働者1日当たりの平均賃金単価
- ・地域別最低賃金以上の賃金を支払



愛知県の最低賃金：1時間 円（ 年 月から）

- 労働環境報告書の内容に関するお問い合わせは愛知県会計局管理課まで、また、労働問題に関するご相談は下記の機関にお申し出ください。

<労働相談窓口>

愛知労働局

最寄りの労働基準監督署内の総合労働相談コーナー



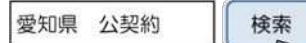
ホームページ：<https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/kantoku/kantoku.html>

あいち労働総合支援フロア労働相談コーナー

名古屋市中村区名駅 4-4-38 愛知県産業労働センター（ウインクあいち）17階
労働相談専用ダイヤル：052-589-1405

お問い合わせ

愛知県会計局管理課会計企画・調整グループ
名古屋市中区三の丸 3-1-2
電話：052-954-6653



公契約条例 HP



労働環境報告書

区分	項 目	回答
労働条件	① 賃金、労働時間、その他の労働条件を各労働者に書面で明示していますか。	
	② 常時使用する労働者が10人以上の場合に、就業規則を作成し、所轄の労働基準監督署長に届け出るとともに、作業場の見やすい場所に常時掲示するなど、法令に従った方法で労働者に周知していますか。 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	③ 法定労働時間(1日8時間以内かつ1週40時間以内)を超えて労働時間の延長または休日労働を行わせる場合に、所轄の労働基準監督署長に時間外・休日労働協定(36協定)を届け出ていますか。(時間外労働の上限は、原則として月45時間・年360時間(建設事業は、2024年4月1日から上限規制を適用)) (労働時間の延長または休日労働を行わない場合は、「/」を記入してください。)	
	④ 法定の年次有給休暇を付与していますか。(年次有給休暇は、雇入れの日から6か月間継続勤務し、8割以上出勤した労働者に対して10日付与され、その後は継続勤務年数に応じて最大20日まで付与されます。また全ての使用者は、労働者に対する年5日の年次有給休暇の確実な取得が義務付けられています。)	
	⑤ 労働者名簿及び賃金台帳を整備し、健康管理上、労働者の労働時間の状況を客観的に把握していますか。	
安全衛生	⑥ 事業場ごとに次の者を選任していますか。 ・常時使用する労働者が50人以上…安全管理者(一部業種のみ)、衛生管理者、産業医 ・常時使用する労働者が10人以上50人未満…安全衛生推進者又は衛生推進者 (常時使用する労働者が10人未満の場合は、「/」を記入してください。)	
	⑦ 機械等による負傷や粉じん等に起因する疾病などの労働災害を防止する措置を行っていますか。	
	⑧ 雇入れ時及び労働者の作業内容を変更したときは、従事する業務に関する安全衛生教育を行っていますか。	
	⑨ 雇入れ時及びその後1年に1回、定期的に健康診断を行っていますか。	
賃金	⑩ 1年に1回、定期的に心理的なストレスを把握するための検査(ストレスチェック)を行っていますか。(常時使用する労働者が50人未満であり、かつ検査を行っていない場合は、「/」を記入してください。)	
	⑪ 賃金を通貨で全額、労働者に直接、毎月1回以上、一定の期日に支払っていますか。(口座振込を含む。)	
	⑫ 時間外労働、休日労働及び深夜業の割増賃金を法令どおり支払っていますか。(時間外又は深夜:2割5分以上、休日:3割5分以上、時間外かつ深夜:5割以上、休日かつ深夜:6割以上、月60時間を超える時間外の超えた部分:5割以上(中小企業は2023年3月31日まで2割5分以上))	
	⑬ 愛知県の地域別最低賃金以上の賃金を支払っていますか。	
取組事例	⑭ 労働環境の改善に向けた積極的な取組があれば、具体的に記入してください。	

※ 「回答」欄には、「○」または「×」、該当しない場合は「/」を記入してください。

殿

当該業務の労働環境について、上記のとおり報告します。

年 月 日

契 約 名

所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

担当者連絡先

(所属名、氏名、電話番号)

あいち建設情報共有システムの画面をリニューアルしました

2022年9月14日(水)、愛知県発注工事等で利用されている あいち建設情報共有システムの画面をリニューアルしました。工事現場やテレワークでも利用されているタブレット端末等でも使いやすい画面になり、さらに利便性が向上します。

マイポータルで自分の確認すべきことを一覧表示



未決裁の書類や未読の連絡の有無が一度に確認可能な「マイポータル」画面が追加されます。本画面から未決裁書類一覧、連絡事項一覧等に直接アクセスすることができます。

また、案件を選択して書類の提出、納品物の確認作成、案件情報の参照も可能です。

一目で選びやすいメニュー一覧表示



画面右上のメニューボタンをクリックすると、画面上部にメニュー一覧が表示され、ワンクリックで目的のメニューに移動することができます。

メニューを必要な時だけ表示することで、メインの操作画面を広く確保し、閲覧性を向上させます。

画面デザインの刷新により操作性を向上



書類一覧、その他の機能の画面は、従来の画面をベースに、操作ボタンの配置や色を統一し、操作性を向上させます。

なお、書類作成画面は従来から好評いただいている、帳票への直接入力方式を継続採用します。

システムの利用方法・操作方法等については、下記ウェブサイトをご覧ください。

あいち建設情報共有システム ポータルサイト (<https://www.aichi-toshi.or.jp/akjs-ps/>)

問合せ先：愛知県建設企画課
(公財)愛知県都市整備協会

052-954-6513
052-756-0032

暴力団離脱者 受入企業募集

※業種は問いません

雇用給付金の支給

暴力団離脱者を継続して1ヶ月以上雇用した事業者には

6ヶ月間 毎月**8万円**を支給

9ヶ月目
12ヶ月目 に **12万円** (上限) 支給



身元保証制度

身元保証とは、雇用した暴力団離脱者が受入企業に損害を生じさせた場合に損害を保証する制度です。

保証期間 受入企業が暴力団離脱者を雇用して1年間

補償金の範囲 補償金の請求は、回数に制限なく、支払い累計額が**200万円**まで

- 雇用した暴力団離脱者が受入企業に業務上の損害を与えた場合 → 損害額に応じて**100万円**まで
- 受入企業、雇用主又は従業員に人的、物的損害を与えた場合 → 人的、財産的被害に応じて**100万円**まで
- 契約等で労働者の負担と定められている費用が未回収の場合 → 未回収額を**50万円**まで

などを(公財)暴力追放愛知県民会議が保証



お申し込みについてのお問い合わせは、愛知県防災安全局県民安全課安全なまちづくりグループまでご連絡ください。 052-954-6176 (ダイヤルイン)

暴力団離脱者の 社会復帰にご協力いただける 受入企業を募集しています

暴力団離脱者を雇用した受入企業には
雇用給付金をお支払いしています

※ その他、受入企業に損害が生じた場合には、
その損害を補償する制度もあります

暴力団から離脱した人が
犯罪を犯したり、再び暴力団に戻ったりしないよう
彼らの**社会生活の基盤を確立することが重要**です

受入企業の数・職種が多いほど
彼らの**社会復帰を促進**できます
ご協力をお願いします



詳しくは裏面をご覧ください

暴力団からの離脱と社会復帰

警察による取締り、社会における暴力団排除活動の浸透等により、暴力団勢力は減少しています。

暴力団からの離脱を一層進めるためには、離脱者が犯罪を犯したり、再び暴力団に戻ったりしないよう、彼らの**社会生活の基盤を確立することが重要**です。

特に、**収入を得る手段となる就労を支援することが何より重要**です。

愛知県では、県警や(公財)暴力追放愛知県民会議をはじめとする関係機関が愛知県暴力団離脱者対策協議会を設立し、企業の皆様と協力して、暴力団員の社会復帰対策を推進しています。

暴力団構成員数と暴力団離脱者数の推移



受入企業の登録

暴力団離脱者が社会復帰を果たすには、その「受け皿」となる「**就労場所**」が必要です。

愛知県暴力団離脱者対策協議会では、暴力団離脱者の社会復帰の意義を理解し、その更生にご協力いただける企業を、「受入企業」として募集・登録しています。

※ 暴力団離脱者は、直ちに社会に順応できるとは限らず、場合によっては企業に損害を及ぼすおそれもあります（その損害を補償する制度があります。）。

また、暴力団離脱者の保護の観点から、「受入企業」であることを公にしないなど、一定の要件があります。

「受入企業」としての登録に際しては、**雇用給付金**の内容等について説明させていただくとともに、暴力団離脱者を受け入れる環境を備えているかなどを判断するために、面接を行わせていただきます。



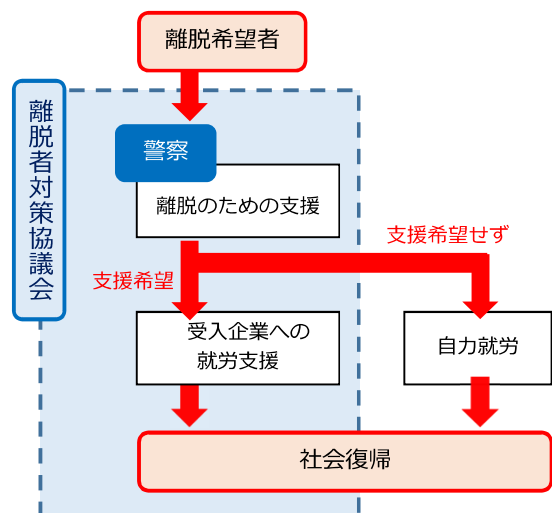
➡ 「受入企業」への登録事務は、愛知県暴力団離脱者対策協議会の事務局である(公財)暴力追放愛知県民会議が、愛知県警と協力して行っています。詳しくは、以下へお問合せください。

(公財)暴力追放愛知県民会議 ☎ 052-883-3110

暴力団員の社会復帰までの流れ

愛知県警は、愛知県暴力団離脱者対策協議会の一員として、暴力団からの離脱を希望する人が所属していた組織から報復を受けたりしないよう、その離脱を支援するとともに、「受入企業」への就労についても支援しています。

その後も、暴力団離脱者が自立した社会生活を送れるよう、暴力団離脱者、「受入企業」双方に継続した支援を行っていきます。



**愛知県警察 刑事部組織犯罪対策局
社会復帰対策係**

☎ 052-951-1611

暴力団離脱者受入企業登録申込書

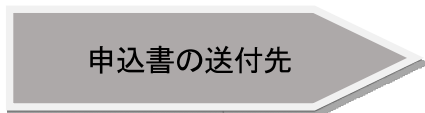
年 月 日

愛知県知事殿

下記のとおり、暴力団離脱者受入企業の登録申込をします。

企業名			
フリガナ			
所在地（市区町村）	〒	—	
所在地（町名以下）			
電話番号		FAX番号	
E-mail			
フリガナ 代表者氏名		生年月日	年 月 日
役職			
主な営業種目			
申込理由 (番号に○を記入)	1 社会貢献に興味があるため 2 協力雇用主として登録しているため 3 元暴力団員を雇った経験があるため 4 人手が足りないため 5 その他（ ）		
担当者連絡先			

※ 記載いただいた情報につきましては、以後の登録手続きのため、愛知県警察捜査第四課社会復帰対策係に提供させていただきますのでご了承ください。なお、申込いただいた後は、愛知県警察捜査第四課社会復帰対策係からご担当者様に連絡をさせていただきますが、時間を要する場合がございますのでご了承ください。



申込書の送付先

愛知県防災安全局県民安全課 安全なまちづくりグループ

〒460-8501 名古屋市中区三の丸三丁目1番2号

電話 052-954-6176 (ダイヤル) FAX 052-954-6910

E-mail kenmin-anzen@pref.aichi.lg.jp

金属産業の取引適正化に係る取組

令和4年10月

経済産業省 製造産業局 金属課



目次

1. 取引適正化に関する政府の動向について
 2. パートナーシップ構築宣言について
 3. 価格交渉促進月間について
- (参考)下請関連法制の概要
- (参考)下請かけこみ寺(相談窓口)について

1. 取引適正化に関する政府の動向について

「転嫁円滑化パッケージ」について

- 令和3年12月27日、内閣官房、消費者庁、厚生労働省、経済産業省、国土交通省及び公正取引委員会において、「**パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ**」が取りまとめられた。
- 中小企業等が労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分を適切に転嫁できるよう、**毎年1月から3月までを「転嫁対策に向けた集中取組期間」と定める**など、政府横断的な転嫁対策に取り組む。
- 公正取引委員会・中小企業庁は、**事業所管省庁と緊密に連携**を図り、**下請事業者から寄せられた情報も活用**し、体制強化を行いつつ、執行強化の取組を進めていく。

転嫁対策の取組

1. 政府横断的な転嫁対策の枠組みの創設(内閣官房)
2. 価格転嫁円滑化に向けた法執行の強化
 - (1) 価格転嫁円滑化スキームの創設(公正取引委員会・中小企業庁・事業所管省庁)
 - (2) 独占禁止法の適用の明確化(公正取引委員会)
 - (3) 独占禁止法上の「優越的地位の濫用」に関する緊急調査及び法執行の強化(公正取引委員会・事業所管省庁)
 - (4) 下請代金法上の「買ったたき」に対する対応(公正取引委員会・中小企業庁)
 - (5) 下請中小企業振興法に基づく対応(中小企業庁)
 - (6) 取引適正化のための業種別ガイドラインの拡大(中小企業庁・事業所管省庁)
3. 労働基準監督機関における対応(厚生労働省)
 - (1) 最低賃金・賃金支払の徹底と賃金引上げに向けた環境整備
 - (2) 労働基準監督署からの通報制度の拡充
4. 公共調達における労務費等の上昇への対応(デジタル庁, 経済産業省, 厚生労働省等)
5. 公共工事品質確保法等に基づく対応の強化(国土交通省)
 - (1) 公共工事品質確保法等の趣旨の徹底
 - (2) 貨物自動車運送事業法、内航海運業法に基づく対応の強化
6. 景品表示法上の対応(消費者庁)
7. 大企業とスタートアップとの取引に関する調査の実施と厳正な対処(公正取引委員会)
8. パートナーシップ構築宣言の拡大・実効性強化
 - (1) 宣言企業の取組の見える化(中小企業庁)
 - (2) 宣言企業の申請に対する補助金における加算(経済産業省等)
 - (3) コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置付け(経済産業省)
9. 関係機関の体制強化
10. 今後の検討課題

「取引適正化に向けた5つの取組」について

- 令和4年2月10日に開催された「第3回 未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」において、**下請中小企業に公平・適切に付加価値が共有**されるよう、「転嫁円滑化施策パッケージ」の着実な実施に加えて、**大企業と下請中小企業との取引の更なる適正化**に向け、「**取引適正化に向けた5つの取組**」を実施することを発表。

5つの取組

- | | |
|---------------------------------|---------------------------|
| (1) 価格交渉のより一層の促進 | (4) 知財Gメンの創設と知財関連の対応強化 |
| (2) パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上 | (5) 約束手形の2026年までの利用廃止への道筋 |
| (3) 下請け取引の監督強化 | |

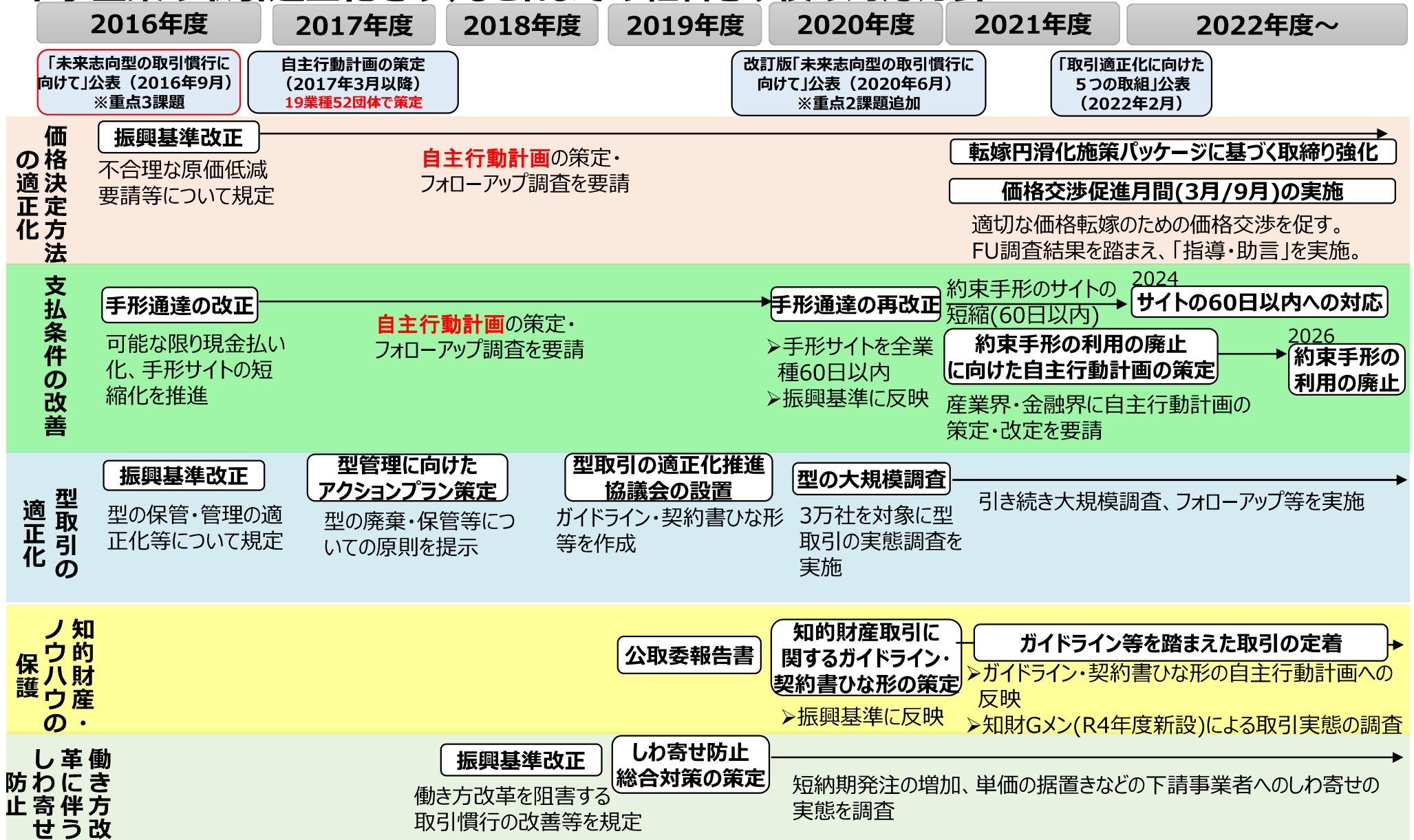
「転嫁円滑化パッケージ」の取組の具体化

事項	具体的取組
価格交渉のより一層の促進	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下請振興法に基づく「助言（注意喚起）」の実施（2月中に順次実施） ➤ 価格交渉促進月間の3月の実施（3月に実施し、4月にフォローアップを実施） ➤ 下請振興法の振興基準を改正
パートナーシップ構築宣言の大企業への拡大、実効性の向上	<ul style="list-style-type: none"> ➤ ①宣言した企業全て、及び②下請取引企業に対するアンケート調査の実施 ➤ コーポレートガバナンスに関するガイドラインへの位置づけ、補助金等によるインセンティブ拡充の検討
下請取引の監督強化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 下請Gメンの体制強化（4月から倍増予定） ➤ 商工会・商工会議所と下請かけこみ寺の連携による相談体制の強化（年度内から実施） ➤ 業種別ガイドライン・自主行動計画の拡充・改定等（順次実施）

知財関連の対応強化や約束手形関連

事項	具体的取組
知財Gメンの創設と知財関連の対応強化	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 「知財Gメン」の新設 ➤ 中小企業庁に「知財取引アドバイザリーボード」の設置 ➤ 商工会議所、INPIT（工業所有権情報・研修館）等の関係機関との連携の強化
約束手形の2026年までの利用廃止への道筋	<ul style="list-style-type: none"> ➤ 各団体における自主行動計画の改定の要請 ➤ 2026年の手形交換所における約束手形の取扱い廃止の検討

中小企業の取引適正化をめぐるこれまでの経緯と今後の対応方針



- 重点5課題等の遵守に取り組むこと等を企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の推進
- 宣言に参加する大企業の拡大に向けた取組を継続するとともに、宣言企業の状況調査等を通じ、宣言の実効性向上を図る

下請ガイドライン策定業種、自主行動計画策定団体（令和4年6月時点）

- 下請ガイドラインは現在19業種策定、自主行動計画は現在19業種52団体策定。

<下請ガイドライン策定業種>

業種		ガイドライン名称
製造	素形材	素形材産業取引ガイドライン
製造	自動車	自動車産業適正取引ガイドライン
製造	産業機械・航空機等	産業機械・航空機等における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	繊維	繊維産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
製造	電気・情報通信機器	情報通信機器産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	情報サービス・ソフトウェア	情報サービス・ソフトウェア産業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
サービス	広告業	広告業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
建設	建設業	建設業法令遵守ガイドライン
製造	建材・住宅設備産業	建材・住宅設備産業取引ガイドライン
運輸	トラック運送業	トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン
情報	放送コンテンツ	放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン
製造	金属産業（旧鉄鋼）	金属産業取引適正化ガイドライン
製造	化学産業	化学産業適正取引ガイドライン
製造	紙・紙加工業	紙・紙加工産業取引ガイドライン
製造	印刷業	印刷業における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
情報	アニメーション製作業	アニメーション制作業界における下請適正取引等の推進のためのガイドライン
食品	食品製造業	食品製造業者・小売業者間における適正取引推進ガイドライン 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～豆腐・油揚げ製造業～ 食品製造業・小売業の適正取引推進ガイドライン～牛乳・乳製品～
水産	水産物・水産加工品	水産物・水産加工品の適正取引推進ガイドライン
水産	養殖業	養殖業に係る適正取引推進ガイドライン

<自主行動計画策定団体>

業種		団体名
自動車		日本自動車工業会 日本自動車部品工業会
素形材（8団体連名）		日本金型工業会／日本金属熱処理工業会／日本金属プレス工業協会／日本ダイカスト協会／日本鍛造協会／日本鋳造協会／日本鋳鍛鋼会／日本粉末冶金工業会
機械製造業		日本建設機械工業会 日本工作機械工業会 日本ロボット工業会 日本分析機器工業会 日本産業機械工業会 日本半導体製造装置協会 日本計量機器工業連合会
航空宇宙工業		日本航空宇宙工業会
繊維（2団体連名）		日本繊維産業連盟／繊維産業流通構造改革推進協議会
紙・紙加工業		日本製紙連合会 全国段ボール工業組合連合会
電機・情報通信機器		電子情報技術産業協会 ビジネス機械・情報システム産業協会 情報通信ネットワーク産業協会 カメラ映像機器工業会 日本電機工業会
情報サービス・ソフトウェア		情報サービス産業協会
流通業	スーパー、コンビニ、ドラッグストア等の小売業	日本スーパーマーケット協会 日本フランチャイズチェーン協会 日本ボランティアチェーン協会 全国スーパーマーケット協会 日本チェーンドラッグストア協会 日本DIY・ホームセンター協会
建材・住宅設備		日本建材・住宅設備産業協会
金属産業		日本電線工業会 日本アルミニウム協会 日本鉄鋼連盟 日本伸銅協会
化学産業（6団体連名）		日本化学工業協会／塩ビ工業・環境協会／化成工業協会／石油化学工業協会／日本ゴム工業会／日本プラスチック工業連盟
警備業※警察庁より要請		全国警備業協会
放送コンテンツ業※総務省より要請		放送コンテンツ適正取引推進協議会
トラック運送業※国交省より要請		全日本トラック協会
建設業※国交省より要請		日本建設業連合会
金融業		全国銀行協会
商社		日本貿易会
印刷業		日本印刷産業連合会

「金属産業取引適正化ガイドライン」の概要（2017年2月策定、2022年8月改定）

素材を担う金属産業は、製品の供給までに複雑で長いサプライチェーンが存在しており、**下請取引先の担う業務は、製品の品質・コスト競争力に直結**。下請取引先との適正な取引の推進及び下請取引先の体質強化を通じ、金属産業の発展を目的にガイドラインを作成。

□ **対象** 下請代金支払遅延等防止法(以下「下請法」)

□ **ガイドラインの項目**

- ・下請法に伴う内容
(適用範囲、親事業者の義務や禁止事項等、違反時の勧告等の詳細)
- ・サプライチェーンの取引適正化を進める上で留意すべき事項
(取引に係る法令や通達、望ましい取引慣行等)

□ **業種横断的な課題への対処**

- ・ 下請法運用基準に追加された違反事例の中から、金属産業に関連の深いものを抜粋
- ・ 改正手形通達の遵守要請（現金原則、割引料負担、サイト短縮）
- ・ 振興基準の紹介（生産性向上協力等）
- ・ トラック運送業への荷主としての配慮要請

□ **金属業界固有の問題**

（電線メーカー）

- ・ 納入時に銅価格が低下した際の値引き要求
- ・ 発注書面のない無償配送
- ・ 製造年と納入年が同一でないことを理由とした返品

（鉄骨加工業者）

- ・ 鉄骨製作代金の一部保留

（鋼材加工業者）

- ・ 注文書の交付拒否や事後交付
- ・ 工作図から切板明細への展開の無償提供
- ・ 設計変更により生じた追加費用の未転嫁 等

○ **2022年の改定におけるポイント**

転嫁円滑化パッケージ、5つの取組等の価格転嫁対策や下請Gメンの生声に基づく問題事例を踏まえ、下請法に定められた**振興基準(大臣が制定)を2022年8月に改正**。これを受け「金属産業取引適正化ガイドライン」の改定を2022年8月に実施。

□ **改定項目の概要**

（価格転嫁対策を踏まえた改定）

- ・ 価格交渉の促進（原材料費・労務費・エネルギー価格等の上昇分の価格転嫁等）
- ・ 支払方法の改善（約束手形の利用廃止等）
- ・ パートナーシップ構築宣言の推進
- ・ 知財取引の適正化

（下請Gメンの生声に基づく問題事例）

- ・ 短納期発注、内示と発注の差への対応
- ・ 仕様変更、環境対応コスト等への対応
- ・ 返品、やり直し及び損害賠償への対応
- ・ 下請事業者の仕入先に対する親事業者の干渉
- ・ 協賛金など不合理な利益提供要請への対応

【参考】金属産業の取引条件改善に向けた業界の声

- 2017年2月の金属産業取引適正化ガイドライン策定以降も、関係団体・企業から、取引実態の情報提供や取引条件改善に向けた相談を受けている。

＜相談内容の例＞

① 納期遅れと原材料価格上昇分の未転嫁（鉄筋コンクリート用棒鋼メーカー）

- 建設業界の特に大型案件において、契約書上の納期が守られず、納期が後ろ倒しにされる傾向がある。
- また異形棒鋼の取引において、契約時から納入時まで原材料価格（スクラップ価格）が上昇していたとしても、契約時の単価で据え置いたままにされ、価格変更に応じてくれない。

② 生産計画内示の精度のずれ（特殊鋼メーカー、線材加工メーカー）

- 自動車業界と鉄鋼生産・加工メーカーとの間では、納期の約3か月前に注文の内示を受ける商慣習があるが、内示での発注量と実際の発注量に大きな離れがある場合があり、在庫リスクを鉄鋼業界側で負っている。

③ 件名先物契約の問題（電線メーカー）

- 電線メーカーの代理店や専門卸売業者は、電設工事業者と納期が数か月先の契約（件名先物契約）を締結しているが、多くの契約において、契約数量の±10%以内であれば実際の契約数量を買い手が一方的に指定できる条項を盛り込んでいる。

④ 事業環境の変化により発生するコスト負担の増加（鋼帯加工メーカー）

- 人手不足による人件費高騰や運賃価格の上昇等といった事業環境の変化により発生するコスト等について、適正な価格転嫁がなされていない。

⑤ 働き方改革に伴うしわ寄せ（アルミメーカー）

- 働き方改革によって、大手ユーザーからデータの入力などを押し付けられており、業務の負担が増えている。経済産業省や厚生労働省の指導は入っているが、文書の指導だけでは実効性がない。

自主行動計画に関する動き

- 経済産業大臣より、業界団体との懇談会の場を通じて、サプライチェーン全体での「取引適正化」と「付加価値向上」に向けた自主行動計画の策定と着実な実行を要請。
- 自動車産業をはじめとして、これまでに**19業種52団体**が応諾（2022年6月時点）し、2020年度からは金属産業に係る4団体において計画を策定・実施。

主な自主行動計画を策定する業種及び団体名（一部）

業種	団体名
自動車	日本自動車工業会（令和3年10月7日改訂） 日本自動車部品工業会（令和3年10月21日改訂）
建材・住宅設備業	日本建材・住宅設備産業協会（令和3年9月11日改訂）
建設業	日本建設業連合会（令和3年10月22日改訂）
⋮	⋮
金属産業	日本電線工業会（令和3年9月22日策定） 日本鉄鋼連盟（令和3年10月28日策定） 日本アルミニウム協会（令和3年9月27日策定） 日本伸銅協会（令和4年3月22日策定）

令和3年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要

- 経産省所管の自主行動計画策定業種(12業種46団体)が10～11月に調査を実施。
- 価格決定方法の適正化や下請代金の支払い方法、型取引の適正化等の重点項目については、昨年度からほぼ横ばいとなっている。
- 発注・受注間の認識のズレに大幅な改善は見られず、引き続き課題。

<重点5課題 改善状況>

設問		受注/発注	令和元年度	令和2年度	令和3年度
1 価格決定方法の適正化 ※「概ね反映できた」と答えた企業の割合	労務費	発注側	68%	74%	71%
		受注側	27%	36%	28%
	原材料価格	発注側	77%	80%	76%
		受注側	37%	47%	38%
	エネルギー価格	発注側	68%	73%	70%
		受注側	27%	33%	26%
1-②	下請代金をすべて現金で支払っている／受け取っている	発注側	57%	52%	55%
		受注側	30%	27%	28%
2-②	下請代金支払いの手形サイトが60日以内 ※「30日以内」「60日以内」と答えた企業の割合の合計	発注側	18%	15%	19%
		受注側	14%	11%	13%
2-③	約束手形利用を5年以内に廃止する予定 ※「2021年内(今年中)」～「2026年内(5年以内)」と答えた企業の割合の合計	発注側	—	—	29%
		受注側	—	—	12%
3-②	型管理の適正化<型の返却・廃棄の促進> ※「概ねできた」と答えた企業の割合	発注側	50%	55%	54%
		受注側	18%	22%	22%
3-②	型管理の適正化<型の保管費用の発注側負担> ※「概ねできた」と答えた企業の割合	発注側	44%	48%	49%
		受注側	14%	17%	14%
4	知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況 ※「実施中」と答えた企業の割合		—	—	55%
5	働き方改革に伴う短納期発注や急な仕様変更に伴うコストの発注側企業の負担状況 ※「概ねできた」と答えた企業の割合	発注側	30%	30%	30%
		受注側	15%	16%	15%

※2-③は今回新設の調査項目。 ※4は今回新設の調査項目。発注・受注の区別はない。

令和3年度自主行動計画フォローアップ調査結果概要（重点5課題 改善状況）

価格決定方法の適正化

発注側は大きな変動はないが、受注側は労務費、原材料価格、エネルギー価格いずれも若干悪化となった。発注側と受注側での認識のズレは、それぞれ約40ポイントと依然として大きい。



支払条件の改善

「現金払い」については、受注・発注ともに数ポイント程度の上昇で横ばい。

「手形サイト」については、発注側では、手形サイト「60日以内」は数ポイント上昇し、若干改善。

「約束手形利用の廃止予定」について、『5年以内に廃止予定』は発注側で29%、受注側で12%にとどまる。

「すべて現金払い」の割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度	手形等の支払サイト「60日以内」の割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発注側	57%	52%	55%	発注側	18%	15%	19%
受注側	30%	27%	28%	受注側	14%	11%	13%

約束手形利用の廃止予定	発注側	受注側
5年以内に廃止予定	29%	12%
時期は未定だが、廃止に向けて検討中	58%	38%
約束手形の廃止予定はない	13%	50%

コスト負担の適正化（型管理）

発注側は66%、受注側は53%が『改善された/やや改善された』と回答しており、ともに『改善されていない』との回答割合を上回っているが、発注・受注間で、『改善された』の回答に13ポイントの差があり、依然、認識のズレが生じている。

直近1年間での型管理に関する改善状況	発注側	受注側
	令和3年度	令和3年度
改善された	32%	11%
やや改善された	34%	42%
改善されていない	8%	26%
型管理の課題はない	26%	20%

知的財産・ノウハウの保護

「知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況」については、「実施中」が半数強。

知的財産に関する適正取引実現のための取組実施状況	令和3年度
実施中	55%
未実施	45%

働き方改革のしわ寄せ防止

「働き方改革の影響」については発注・受注ともに、すべての業種で「特に影響はない」が最も多い。影響があるものとしては、受注側において「短納期での発注の増加」、「急な対応の依頼の増加」があげられた。

また、働き方改革の影響として「短納期発注や急な仕様変更の場合のコストを発注側が適正に負担したか」については、発注・受注ともに「概ねできた」の割合は横ばい。ただし「概ねできた」の回答は、発注・受注間で15ポイントの差が存在。

「概ねできた」の割合	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発注側	30%	30%	30%
受注側	15%	16%	15%

2. パートナーシップ構築宣言について

「パートナーシップ構築宣言」とは

- パートナーシップ構築宣言は、企業規模に関わらず、「発注者」の立場で自社の取引方針を宣言するもの。
- 新たなパートナーシップ構築では、
 - (1) **サプライチェーン全体の共存共栄と新たな連携**（企業間連携、IT実装支援、専門人材マッチング、グリーン調達等）
 - (2) 「振興基準」の遵守、特に、**取引適正化の重点5分野**（①価格決定方法、②型管理の適正化、③現金払の原則の徹底、④知財・ノウハウの保護、⑤働き方改革に伴うしわ寄せ防止）
に**重点的に取り組むことを、「代表権のある者の名前」で宣言。**

宣言イメージ

労務費・原材料価格等の上昇

下請け・受注者

材料費が高騰したので、
価格転嫁したい…
下請代金を手形ではなく
現金で支払って欲しい…



取引価格への転嫁

親会社・発注者

下請事業者からの協議
の申し入れに応じる！
不合理な価格低減要請
は行わない！

宣言

望ましい取引慣行
(価格協議に応じるなど)

宣言の内容

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

【定型部分】直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかける（「Tier N」から「Tier N+1」へ）ことにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。その際、災害時等の事業継続や働き方改革の観点から、取引先のテレワーク導入やBCP（事業継続計画）策定の助言等の支援も進めます。

【個別記載部分】a.企業間の連携／b.IT実装支援／
c.専門人材マッチング／d.グリーン化の取組

2. 「振興基準」の遵守

【定型部分】親事業者と下請事業者との望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

【個別記載部分】①価格決定方法／②型管理などのコスト負担／③手形などの支払条件／④知的財産・ノウハウ／
⑤働き方改革等に伴うしわ寄せ

〇〇株式会社 代表取締役 経産 太郎

宣言を行った企業に対する支援

- 宣言を行った企業は、パートナーシップ構築宣言の「ロゴマーク」を使用することができ、名刺などに記載することで、取組のPRが可能となる。
- 経済産業省が実施する一部の補助金で加点措置を受けることが可能。

ロゴマーク



＜ロゴマークに込められた思い＞
大企業と中小企業がうまく噛み合い、
共存共栄していく

※「宣言」の取組を実践することで、「**SDGs**」に**掲げる5つの目標**に取り組んでいることとなります。

- 3.すべての人に健康と福祉を
- 8.働きがいも経済成長も
- 9.産業と技術革新の基盤をつくろう
- 10.人や国の不平等をなくそう
- 17.パートナーシップで目標を達成しよう



加点措置を設けている補助金

①ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金

(一般型、グローバル展開型)

➡革新的なサービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善に必要な設備投資等を支援。

②ものづくり・商業・サービス高度連携促進補助金

(企業間連携型、サプライチェーン型)

➡複数の中小企業・小規模事業者等が連携して取り組む、生産性向上に資する生産プロセスの改善等を行うための設備投資や、幹事企業が主導し中小企業・小規模事業者等を束ねて面的に生産性向上を推進する取組等を行う事業者を支援。

③先進的省エネルギー投資促進支援事業

➡省エネルギー設備に入れ替える企業（大企業を含む）を支援。

④産業・業務部門における高効率ヒートポンプ導入促進事業

➡高効率ヒートポンプを新設または増設する企業（大企業を含む）を支援。

【参考】「パートナーシップ構築宣言」の状況

- 宣言企業は、9月28日時点で14,033社。
- 宣言は、(公財)全国中小企業振興機関協会が運営するポータルサイトに掲載・公表される。

■「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

HOME 登録企業リスト 概要・登録方法 登録 情報コーナー FAQ・お問合せ

大企業と中小企業が共に成長できる持続可能な関係を構築するために！

「パートナーシップ構築宣言」ポータルサイト

「パートナーシップ構築宣言」ロゴマーク

登録企業リスト
現在の登録数
14033社

「パートナーシップ構築宣言」の概要
登録方法

「パートナーシップ構築宣言」の登録

【URL】 <https://www.biz-partnership.jp>



■宣言企業の内訳

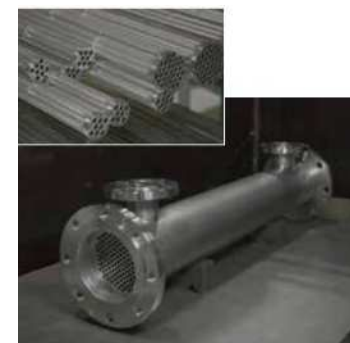
業種	宣言企業数
製造業 (うち、鉄鋼業 184社、非鉄金属製造業103社、 金属製品製造業1392社)	5 4 0 4
建設業	1 2 3 7
情報通信業	8 8 9
小売業	7 5 0
運輸業	3 3 5
その他	5 4 1 8

【参考】未来を拓くパートナーシップ構築推進会議

- 中小企業・小規模事業者に経営環境悪化のしわ寄せが及ばないよう、取引適正化等を促進するため、2020年5月に「未来を拓くパートナーシップ構築推進会議」の第1回会議を開催。**「パートナーシップ構築宣言」の枠組みを導入。**
- 構成員：
共同議長 経済産業大臣、内閣府特命担当大臣(経済財政政策)
関係閣僚 厚生労働大臣、農林水産大臣、国土交通大臣
関係団体 日本商工会議所、日本経済団体連合会、日本労働組合総連合会
- 2022年2月10日に第3回会議を開催し、「パートナーシップ構築宣言」の宣言状況のフォローアップを行った。
- **今後も政府を挙げて宣言の取組を推進する。**

【参考】中小企業と大企業が取り組む「共存共栄」事例

コマニー株式会社 【宣言企業】	株式会社大栄螺旋工業 【取引先が宣言企業】
事業概要	事業概要
<ul style="list-style-type: none">・パーティションやドア商品等の製造・販売・建築工事。（オフィス、工場、教育施設、医療福祉施設、公共・商業施設等）・従業員数：1,102名	<ul style="list-style-type: none">・ステンレス製フレキシブル継手を製造販売。・その技術を生かし、熱交換器の製造販売にも参入。
経営理念・パートナーシップ構築宣言への思い	大阪ガスとの技術連携のきっかけ
<ul style="list-style-type: none">・パートナーシップ構築宣言以前から、取引先とはパートナーとして共存共栄の関係を築き、公平かつ公正な取引を行う努力を続けてきた。・取引先との関係を50/50にすることで、お互いの仕事の質が上がり、成長にもつながる。	<ul style="list-style-type: none">・熱交換器メーカーとしては後発メーカーであり、販売に苦戦していた。・そのような中で、大阪商工会議所のオープンイノベーションフォーラム「MoTTo OSAKA」を知り、大阪ガスとの技術連携に名乗り出たことが、大阪ガスと連携するきっかけとなった。
公平かつ公正な取引を行うための取組	技術連携による効果
<ul style="list-style-type: none">・顧客満足度調査だけでなく、従業員や取引先に対しても満足度調査を実施。その結果を踏まえ、反省点をピックアップして改善の取組を行っている。この取組により、仕入れ担当者が緊張感を持って仕事に取り組むようになった。・仕入れ価格を押し付けず、相場を常にチェックして交渉している。	<ul style="list-style-type: none">・大阪ガスのグループ会社から熱交換器関連の発注を継続的にいただけるようになり、熱交換器事業の売り上げが3割増となった。・他にもエネルギー関連分野、ボイラー業界からの引き合いも増え、一つの挑戦が次につながり、また広がる好循環ができています。

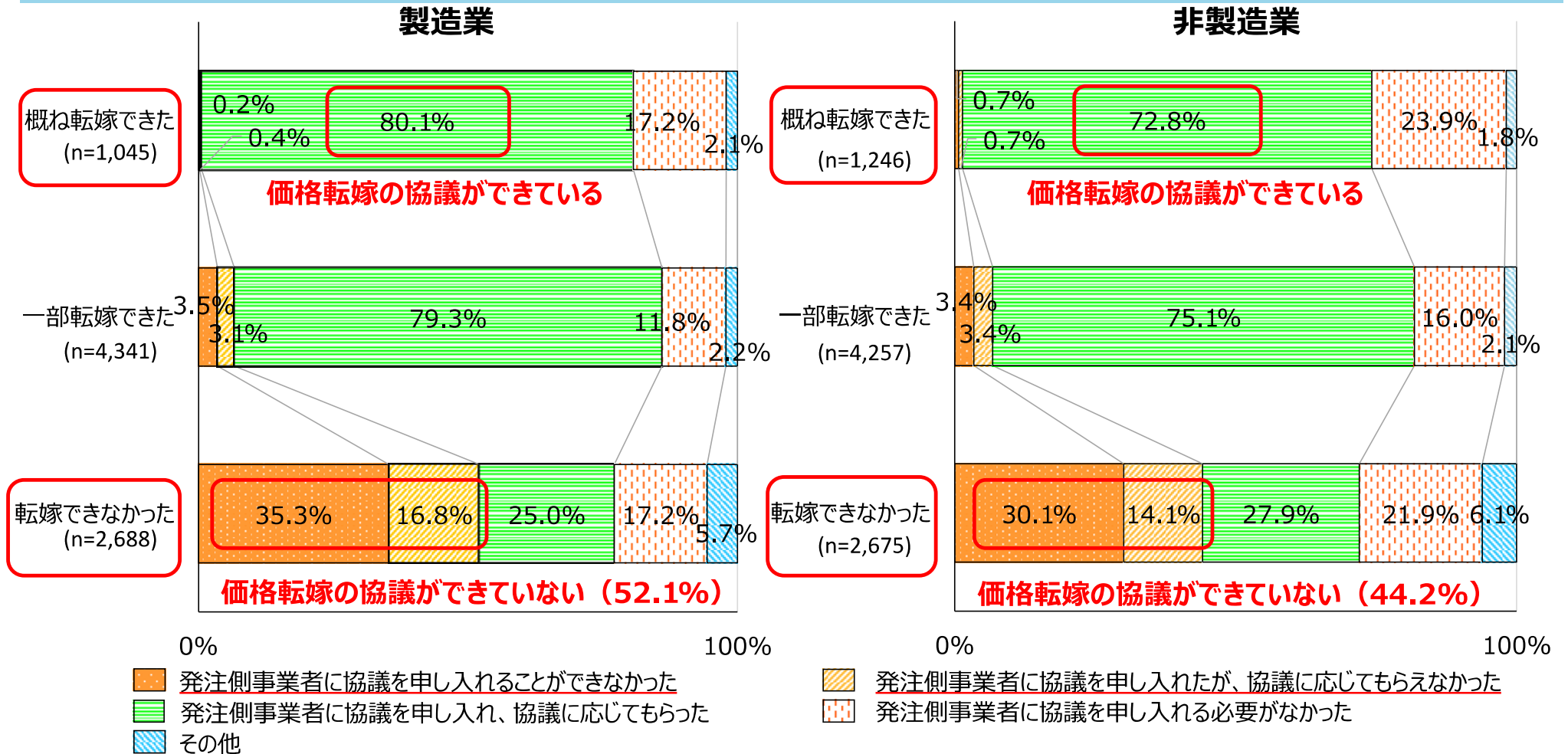


<大栄螺旋工業の熱交換器>

3. 価格交渉促進月間について

価格交渉の必要性（価格転嫁と価格交渉の申し入れの状況）

- 発注側事業者と協議ができれば、価格転嫁もできる傾向。
- 他方で、価格転嫁ができなかった事業者の約50%は、価格転嫁の協議すらできていない。



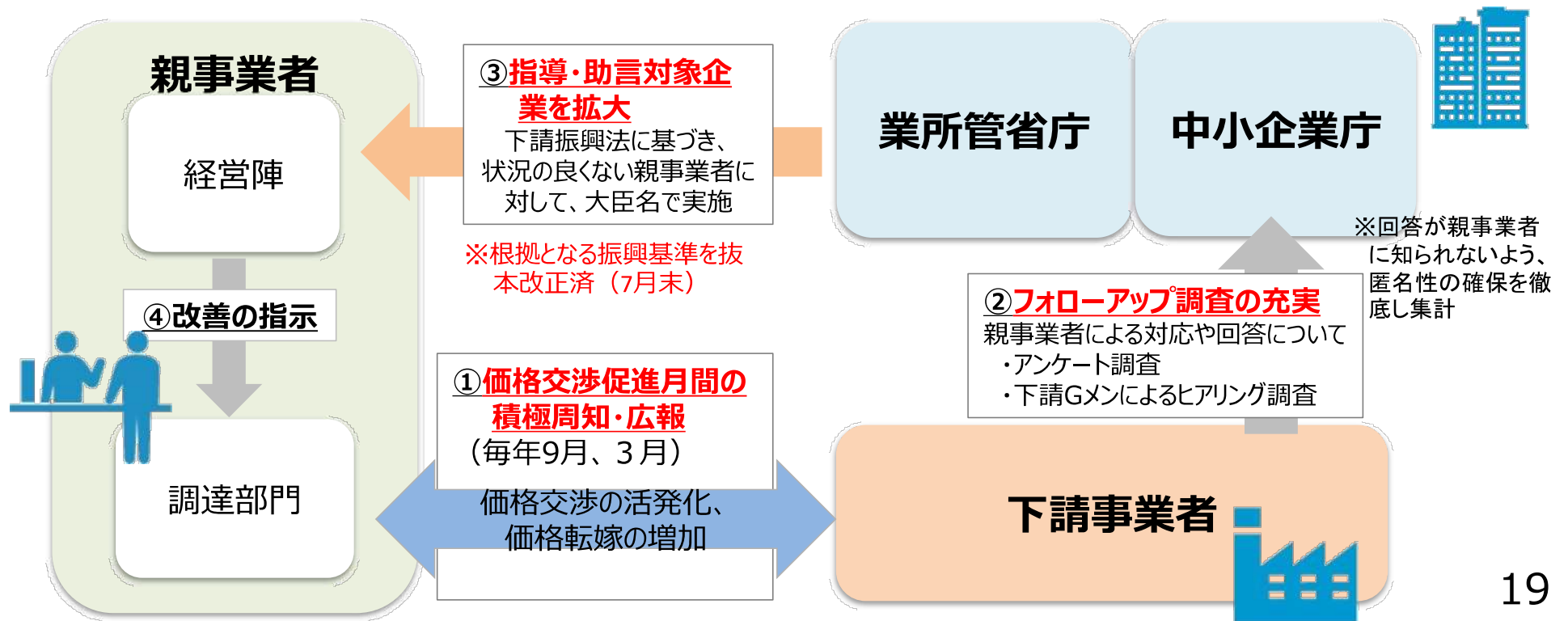
(出典) 帝国データバンク「令和元年度取引条件改善状況に関する調査等事業」

(注1) 1.受注側事業者に対するアンケート結果のうち、製造業と非製造業を集計。

2.直近1年間のコスト全般の変動について価格転嫁の状況と、発注側事業者に対する価格転嫁の協議の申し入れの状況を確認。

価格交渉促進月間の実施と改善のサイクル強化

- **毎年9月と3月を「価格交渉促進月間」とし、実際に交渉や転嫁が出来たか、下請事業者からのフォローアップ調査を実施。**
※大企業の取引先中心に年2回・計30万社へアンケート票を送付→ 数年で大企業取引先にリーチできる予定。
- フォローアップ調査の結果を踏まえ、**評価が芳しくない親事業者に対し、業所管の大臣名で、指導・助言**を実施。指導・助言を受けた**経営陣の認識が改まり、調達部門に改善指示**する例も。
- 令和4年9月の価格交渉促進月間では、**積極広報・周知**により実効性を向上し、**フォローアップ調査を充実**させるとともに、7月に抜本改正した下請振興基準を活用し、**指導・助言の対象企業を拡大**。
- 実施と改善サイクルの強化で、**交渉と転嫁が定期的になされる取引慣行の定着を目指す**。



【参考】価格交渉促進月間の周知・広報

- 岸田総理から動画メッセージで価格転嫁・価格交渉を呼びかけ。
- 西村経産大臣からも、価格交渉・価格転嫁を呼びかける動画を公表。また、約1600の業界団体に対して、大臣名の周知文書を送付。

＜岸田総理による呼びかけ動画＞



＜9月の価格交渉促進月間ポスター＞

取引先と価格協議を行い、適切な価格転嫁を実現しましょう!

定率の工場単価（コスト）、原材料、労務費の上昇や、ロシアウクライナ情勢、激進な円安進行により、製造業を中心とした、企業における価格転嫁の重要性がますます高まっています。月別終了後に中小企業に対して実施した調査では、価格転嫁ができた割合として、「3割〜1割以下」との回答が多く「全く価格転嫁できていない」とする回答が2割存在しており、価格転嫁が難しい状況にあることがわかりました。

中小企業では、この状況を解決するため、サブライチョン会議でコストアップを抑制し、売上げにも結びつよう、政府をあげて価格交渉・価格転嫁を支援しています。今日の月別終了後にも、中小企業に対して、価格転嫁に関する調査を実施する予定ですので、調査結果のあった中小企業におかれは、積極的に調査への回答をお願いします。

調査引継ぎ先（※個人・個人にのみ）
 価格交渉促進月間に関する調査結果を、下請け先や取引先へ引き継ぎたい場合は、価格交渉促進月間ポスターを添付して、取引先へ送付してください。価格交渉促進月間に関する調査結果を、下請け先や取引先へ引き継ぎたい場合は、価格交渉促進月間ポスターを添付して、取引先へ送付してください。

下請け先へ送付（※個人・個人にのみ）
 価格交渉促進月間に関する調査結果を、下請け先や取引先へ引き継ぎたい場合は、価格交渉促進月間ポスターを添付して、取引先へ送付してください。

問い合わせ先 0120-418-618
 受付時間 9時～17時（土日祝日を除く）
 受付先 価格交渉促進月間ポスターを添付して送付してください。

9月は価格交渉促進月間です。
 政府では「価格交渉促進月間」を設定し、中小企業による取引先への価格転嫁をサポートしています。

経済産業省 中小企業庁 建設業支援センター

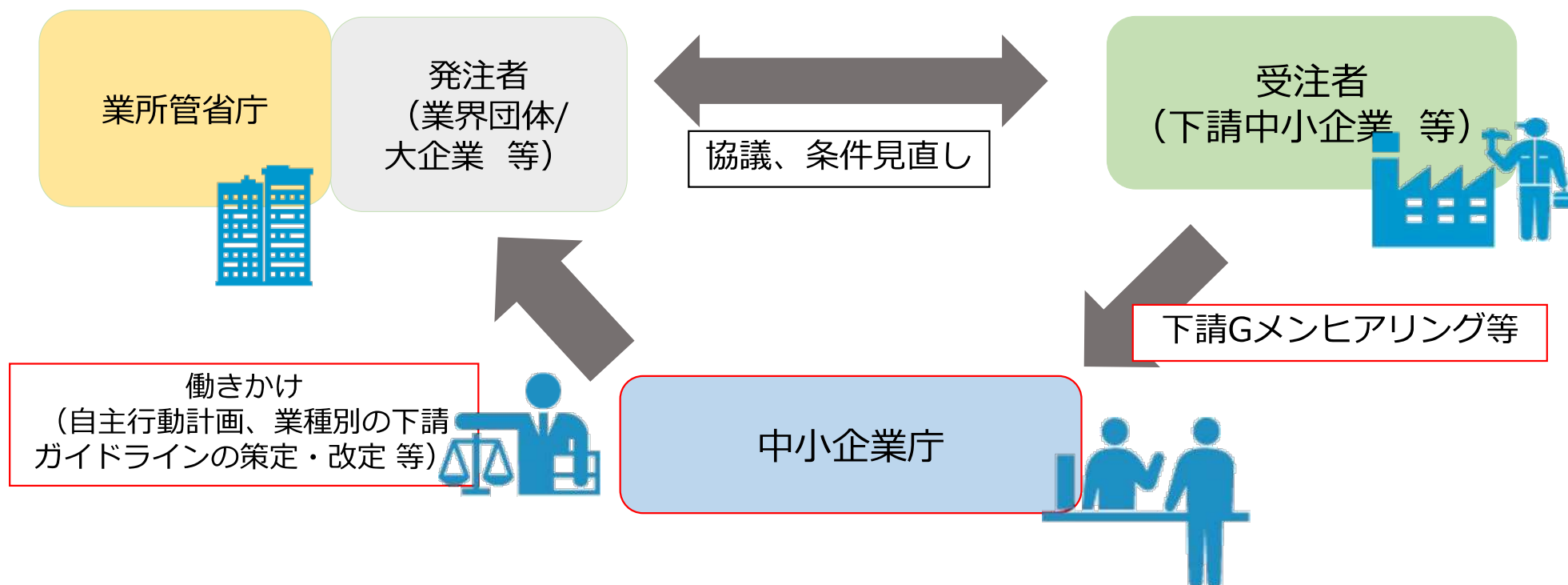
TEL 03-5581-1313

＜西村経済産業大臣＞



【参考】下請Gメンのヒアリング

- 平成29年から取引調査員（下請Gメン）を配置（令和4年度からは120名から248名に倍増）。全国の下請中小企業を訪問してヒアリングを実施。
- 下請Gメンによる中小企業へのヒアリングを通じ、問題のある商慣習や業界・個社の優良事例や問題事例、価格交渉の実態等について生声を収集し、下記の働きかけ等に活用。
 - ①業所管省庁による業種別の下請ガイドラインや、業界団体による自主行動計画の策定・改訂に向けた働きかけ
 - ②価格交渉等の取引実態を踏まえた施策の立案や業界団体等への改善に向けた働きかけ
 - ③下請代金法に基づく取締りの端緒情報等に活用 等



下請Gメンヒアリング等を通じた具体事例

- 下請Gメンヒアリング等において、親事業者の情報提供や、パートナーシップ構築宣言企業であることによる好事例が見られる一方、足下でも問題のある事例もあがってきている。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種

①【価格決定方法の適正化】

- 30年ほど仕様変更が無く価格が据え置かれていた建設資材について、加工賃を交渉して値上げしてもらった。(建設業/令和3年6月)
- 通信インフラの保守・管理契約は、基本的に2年で自動継続だが、希望をすれば契約の区切り時に、その時期の物価や労務費の状況を考慮して協議が行われ、適正に価格へ反映できている(建設業/令和3年5月)
- 値上げ要請や運賃等の価格転嫁ができるようになった。(鉄鋼/令和3年7月)
- 親事業者の投資でコスト改善提案を促してくれる。生産性を上げ、コストを下げて双方がメリットを得ることができる良い関係であり、紳士的な取引先である。(鉄鋼/令和3年7月)
- 2021年に材料の仕入価格が高騰のために値上げを要請したところ、認めてくれた。(建材・住宅設備/令和3年7月)
- 原材料の高騰については親事業者も認識があり、価格に反映できている。また親事業者から社会保険費用や燃料費の上昇について情報共有があり、価格に反映してもらっている。(金属産業)
- 鋼材の値上がりによりほぼ毎月価格見直しを行っている。業界としては鋼材メーカーの価格情報を共有しており、都度転嫁できる状況。(建材・住宅設備)
- 毎年4月に基本契約（各種工事の単価など）を見直しており、資材や労務費の上昇分を交渉出来る。年度の途中で材料費や労務費の大幅アップがあった場合は、親事業者がエンドユーザーと交渉することが出来る。(建設業)
- 原材料費の高騰があり、年度契約の改定は困難であったが、下期からの新規契約・都度契約については、見積書を提出して考慮してもらえた。親事業者がパートナーシップ構築宣言企業であることから、適正な価格交渉の必要性を理解しており、確実に転嫁できている。(金属産業)
- ▲毎年、作業単価について一方的に指値でFAXで書面が送られてくる。取引依存度の高い主要取引先のため、断れず、10年前と比べても単価は下がっている。(鉄鋼/令和3年3月)
- ▲親事業者は、親会社が決める労務費を強要してくる。親事業者の立場を考慮し今後の取引で当社の損失を補う約束で、ある程度要請を受けることになる(鉄鋼/令和3年3月)
- ▲セメント運送費について、10~20年変わっていない。度重なる交渉で親事業者も状況はわかってきたようだが、値上げは未だ受け入れて貰えない。(建材・住宅設備/令和3年2月)
- ▲加工賃取引であるが、2次的費用（労務費・エネルギー費）の価格改定要請は拒否されることが多い。当初決定した見積りはなかなか変更するのは難しい。(金属産業)
- ▲各製品毎に価格の目安を提示され、これに合わせるよう要求される。できなければ転注されると言われるため、応じざるを得ない。(建材・住宅設備)
- ▲建設業界の慣習として、価格決定後も再三の値下げ要請がある。(建設)
- ▲設計～見積書の提出～納品まで期間が長いもので3年にもなり、その間に原材料価格が上昇しても再見積もりが認められず、実際の原材料価格が下請代金に反映できない場合が多い。原材料価格の上昇により再見積もりを求めた場合に転注される恐れがある。(建設)
- ▲原材料費の上昇分は、当社要請の半分しか値上げを認めない。交渉においても、取引停止をちらつかせるなど高圧的な姿勢。(建設・住宅設備)
- ▲原材料（木材価格）の上昇を理由に価格改定の交渉を行ったが3割程度の成果。大手住宅メーカーの下請事業者は、価格でしか差別化はできないため、コスト上昇分の価格転嫁は困難。(建設・住宅設備)

下請Gメンヒアリング等を通じた具体事例

- 下請Gメンヒアリング等において、型取引の保管料が支払われるようになった、支払いが手形から現金になったなどの好事例が見られる一方、足下でも問題のある事例もあがってきている。

【凡例】○：よい事例、▲：問題のある事例、（）内は親事業者の業種

②【支払条件の改善】

- ここ数年で大手企業は現金支払いに変更となってきた。小規模会社では手形も若干残っている。(化学産業)
- 親事業者からの申し出により2019年12月から、「月末締め、翌月末払い、ファクリング(サイト115日)」から「100%現金」となった。(映像関連機器/4月)
- 以前は半金半手(現金50%、手形50%)のサイト120日であったが、親事業者から申し出が有り、1年前の2020年4月から100%現金払いに改善された。(輸送用機械器具製造業/4月)
- ▲親事業者に対し、支払を手形から現金にするよう要望し、実現したが入金時に一方的に3%引いて振込まれた。(印刷業/2月)
- ▲支払条件が月末締め翌月20日支払いの電子債権サイト180日。長すぎるので改善してほしい。(自動車/4月)
- ▲支払条件の変更(手形→現金100%)にあたり、条件として利息以上の値下げ要請があった。利息以上の値下げは非常に不本意であったが、現金に変更になることを重視し、要請を受け入れざるをえなかった。(建設機械産業)
- ▲数年前に手形から電債に変更となったが、サイトが120日を超えるものとなっている。(計量機器・分析機器産業)
- ▲システム開発は3ヶ月～半年の期間を要し、契約期間は納品終了までとなる。支払いは納品後となり、途中期間で工程を分割した受注・支払い契約は行っておらず、規模の大きい企業でないこの契約形式は出来ない。(情報サービス・ソフトウェア産業)

③【型取引の適正化】

- 型の廃却申請の手続きが簡素化され、廃棄可否のジャッジも早くなってきた。自社が廃棄を申請する件数が増加してきている。(自動車・自動車部品)
 - 抜型の保管、廃棄、返却についての契約を親事業者からの要請で締結した。1年以上未稼働の抜型については1型当りの月額保管料を親事業者が支払い、廃棄または返却をする場合には親事業者を確認をすること、廃棄、返却に係る費用は親事業者が支払うことが契約の概要である(紙・紙加工品製造業)
 - ▲金型代は製品の量産開始月からの24回均等払い。(自動車・自動車部品)
 - ▲型保管のために外部倉庫を借りており月額の倉庫代は十万円を超える。全て当社負担である。廃棄申請をしても回答が得られず、長期間保管をせざるを得ない。(自動車・自動車部品)
- ## ④【知財・ノウハウの保護】
- ※（）内は下請事業者業種/系列最上位業種
- 親事業者の製品の梱包材を受託製造しているが、同梱包材を競合他社に模倣されたくないとの親事業者の意向で特許の共同出願を行っている。その費用は、全額親事業者の負担である。(パルプ・紙・紙加工品製造業/その他の製造業)
 - ▲工場見学の際、ビデオ撮影されたこともある。申し入れを断ると取引停止を匂わされる。(プラスチック製品製造業/電機・電子・情報通信機器産業)
 - ▲親事業者からCADデザインデータ数十点の無償提供の要請を受け、当社からやむを得ず提出した。(生産用機械器具製造業/紙・紙加工品産業)
 - ▲見積書を提出したが受注に至らなかった。その際に要求され無償で提供した設計図が当社の名前を消して他社に渡されていた。(金属製品製造業/建設業)

⑤【働き方改革に伴うしわ寄せ防止】

- 働き方改革が始まってから休日や夜間の作業を求められることが少なくなり、時間管理が楽になった。(産業機械)
- ▲親事業者が自社の業務効率化のためにEDIを導入しているが、それぞれが大企業であるため、仕様を業界で統一しようという考えがなく各社独自のシステムとなり、自社には運用が負担になっている。(電機・電子・情報通信機器産業)

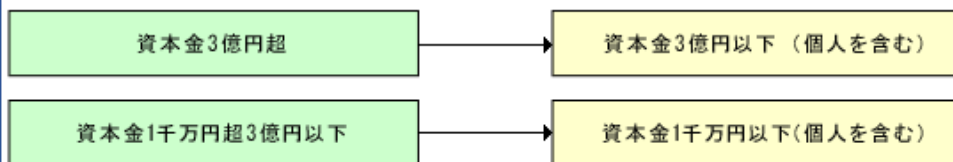
(参考)下請関連法制の概要

下請代金支払遅延等防止法について

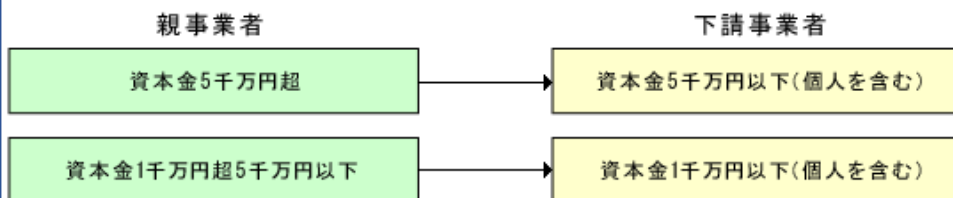
- 下請法は、①下請取引の内容（製造委託、修理委託、情報成果物作成委託及び役務提供委託）と②資本金又は出資総額の規模によって、「親事業者」と「下請事業者」を定義づけ、親事業者の義務と禁止行為を規定

定義

(1) 物品の製造・修理委託及び一部の情報成果物作成・役務提供委託を行う場合



(2) 情報成果物作成・役務提供委託を行う場合（(1)の場合を除く。）



親事業者の義務

- 注文書の交付義務（法第3条）
- 書類作成・保存義務（法第5条）
- 下請代金の支払期日を定める義務（法第2条の2）
- 遅延利息支払義務（法第4条の2）

法第3条(上記(1))及び第5条(同(2))に違反がある場合は50万円以下の罰金（法第10条）

親事業者の禁止行為（法第4第1項及び第2項の各号）

- 受領拒否の禁止
- 下請代金の支払遅延の禁止
- 下請代金の減額の禁止
- 返品禁止
- 買いたたきの禁止
- 購入強制・利用強制の禁止
- 報復措置の禁止
- 有償支給原材料等の対価の早期決済の禁止
- 割引困難な手形の交付の禁止
- 不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- 不当な給付内容の変更・やり直し等の禁止

中小企業庁長官

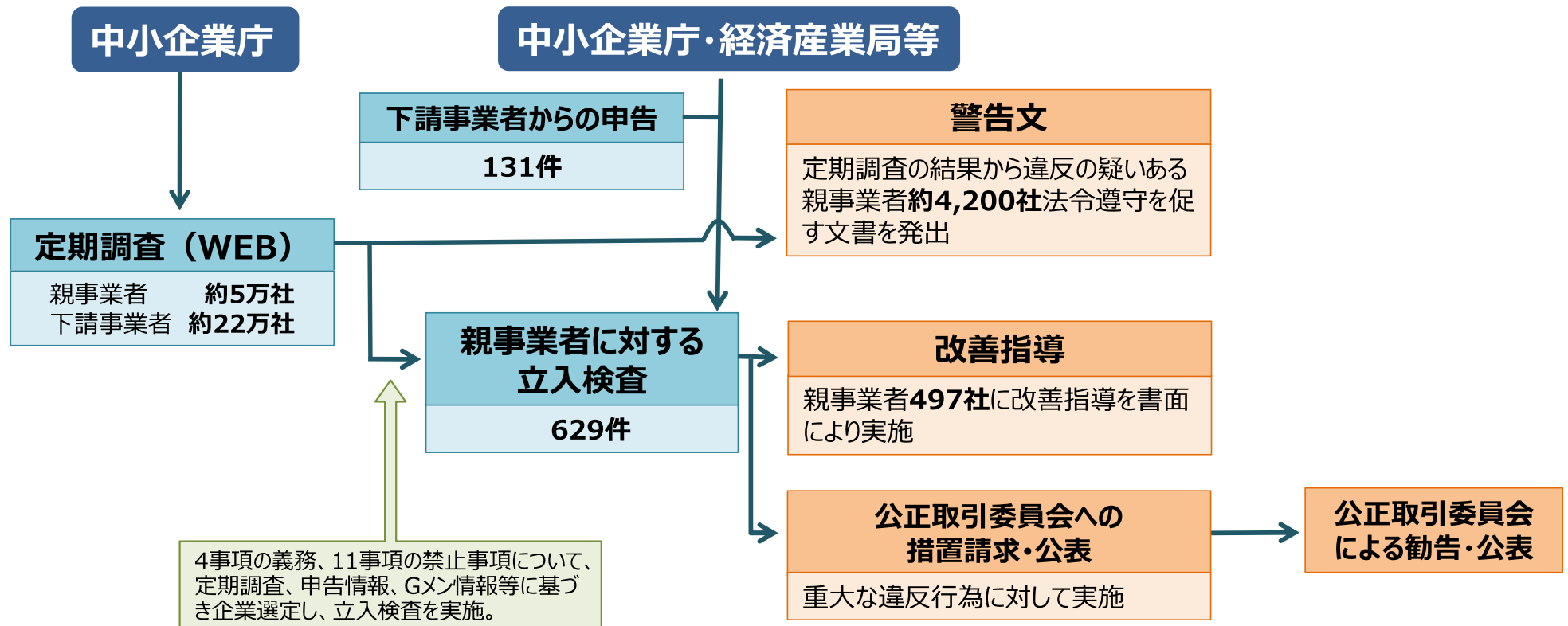
禁止行為に違反がある場合は
公正取引委員会へ措置請求
(法第6条)

公正取引委員会

違反行為を是正するよう勧告
(法第7条)

下請代金支払遅延等防止法の運用

- 下請事業者は親事業者の違反行為を申告しがたいケースが多いため、行政機関が積極的に違反行為の発見に努めることが必要。
- このため、下請法で①**報告徴収権**及び②**立入検査権**を付与。



(件数はいずれも令和3年度実績)

下請中小企業振興法の概要

法律の概要

目的		<ul style="list-style-type: none"> 下請関係を改善することで下請中小企業の振興を図る
位置づけ		<ul style="list-style-type: none"> 下請中小企業の経営基盤強化を促進するために制定（振興法）
主な内容		<ul style="list-style-type: none"> 望ましい取引を示した「振興基準」の策定 「振興基準」に定める事項に関する、親事業者及び下請事業者に対する指導及び助言の実施 「振興事業計画」、「特定下請連携事業計画」という計画類型を設け、金融支援等を措置
対象者	親事業者	<ul style="list-style-type: none"> 資本金又は出資金（個人の場合は従業員数）が自己より小さい中小企業者に対し、物品の製造等の行為を継続して委託する者
	下請事業者	<ul style="list-style-type: none"> 資本金等が自己より大きいものから継続して委託を受けて、物品の製造等の行為を行う中小企業者

振興基準の概要

※代表的な項目を記載

第1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

第2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

第3. 2. 情報化への積極的対応

第4. 1. 対価の決定方法の改善

第4. 4. 下請代金の支払方法改善

第4. 5. 型又は治具に係る取引条件改善

第4. 6. 「働き方改革」への対応

第7. 3. 威圧的交渉の禁止

第8. 5. 知的財産保護及び取引適正化

第8. 6. フリーランスとの取引

第8. 7. 業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守

第8. 8. パートナースhip構築宣言の実施

下請中小企業振興法「振興基準」の概要

- 下請中小企業振興法「振興基準」とは、下請中小企業振興法第3条により経済産業大臣が定める「下請事業者及び親事業者のよるべき一般的な基準」であり、親事業者と下請事業者の望ましい取引関係等を具体的に提示したもの。

第1. 下請事業者の生産性向上及び製品等の品質の改善

- 親事業者は、生産性向上等の努力を行う下請事業者に、必要な協力（下請事業者との面談、工場訪問、サプライチェーン全体での連携等）をするよう努める。

第2. 発注分野の明確化及び発注方法の改善

- 下請事業者に対して、設計図や仕様書等の内容を明確にした上で発注を行う。
- 発注内容が曖昧な契約とならないよう、契約条件について書面等による明示、交付を徹底する。

第3 2. 情報化への積極的対応

- 下請事業者は、情報化に係る責任者の配備及び企業内システムの改善、中小企業共通EDIなどによる電子受発注、電子的な決済等を行うよう努める。

第4 1. 対価の決定方法の改善

- 取引対価は、合理的な算定方法に基づき、下請事業者の適正な利益を含み、下請事業者の賃上げ等、労働条件の改善が進むよう十分協議して決定する。
- 価格交渉促進月間等の機会を捉え、年1回以上の協議を行う。コストが上昇した場合等において、下請事業者から申出があったときは遅滞なく協議に応じる。
- 長期にわたる取引では、前払い比率及び期中払い比率を高めるよう努める。

第4 4. 下請代金の支払方法改善

- 下請代金の支払いは、可能な限り現金で行う。
- 現金化にかかる割引料等のコストを下請事業者に負担させることがないよう、下請代金の額を十分に協議して決定する。
- 手形等の支払いは60日以内とするよう努める。

第4 5. 型又は治具に係る取引条件改善

- 型製作相当費の一括払いや前払いに努める。
- 不要な型を廃棄し、廃番となったものは、下請事業者に廃棄指示を行う。

第4 6. 「働き方改革」への対応

- 親事業者は、下請事業者の不利益となるような取引や要請を行わないこと。
- やむを得ず短納期発注又は急な仕様変更などを行う場合には、親事業者が適正なコストを負担する。

第7 3. 威圧的交渉の禁止

- 親事業者は、下請事業者に対し、取引価格に関する協議等を行うに当たって、下請事業者に精神的又は身体的な威圧を加える等、不当な取扱いをしない。

第8 5. 知的財産の取扱い

- 下請事業者は、自らが権利を有する知的財産について、知的財産権の取得、秘密保持契約による営業秘密化等により、管理保護に努める。
- 親事業者は、下請事業者に損失を与えることのないよう十分に配慮して、契約上知り得た下請事業者の知的財産権当を取り扱う。

第8 6. フリーランスとの取引

- 親事業者は、フリーランスとの取引においても、発注時の取引条件を明確にする書面等の交付を行うなど、「フリーランスとして安心して働ける環境を整備するためのガイドライン(令和3年3月26日)」を踏まえた適切な取引を行う。

第8 7. 業種別ガイドライン、自主行動計画の策定・遵守

- 親事業者及び下請事業者は、事業所管省庁が策定した業種別ガイドラインを遵守するよう努める。
- 事業者団体等は、「自主行動計画」を策定し、フォローアップの結果を踏まえて定期的に改定するよう努める。

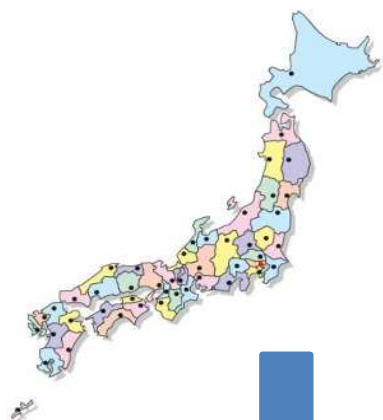
第8 8. パートナースシップ構築宣言の実施

- 親事業者は、パートナースシップ構築宣言を行い、定期的に宣言内容の見直しを行うよう努める。

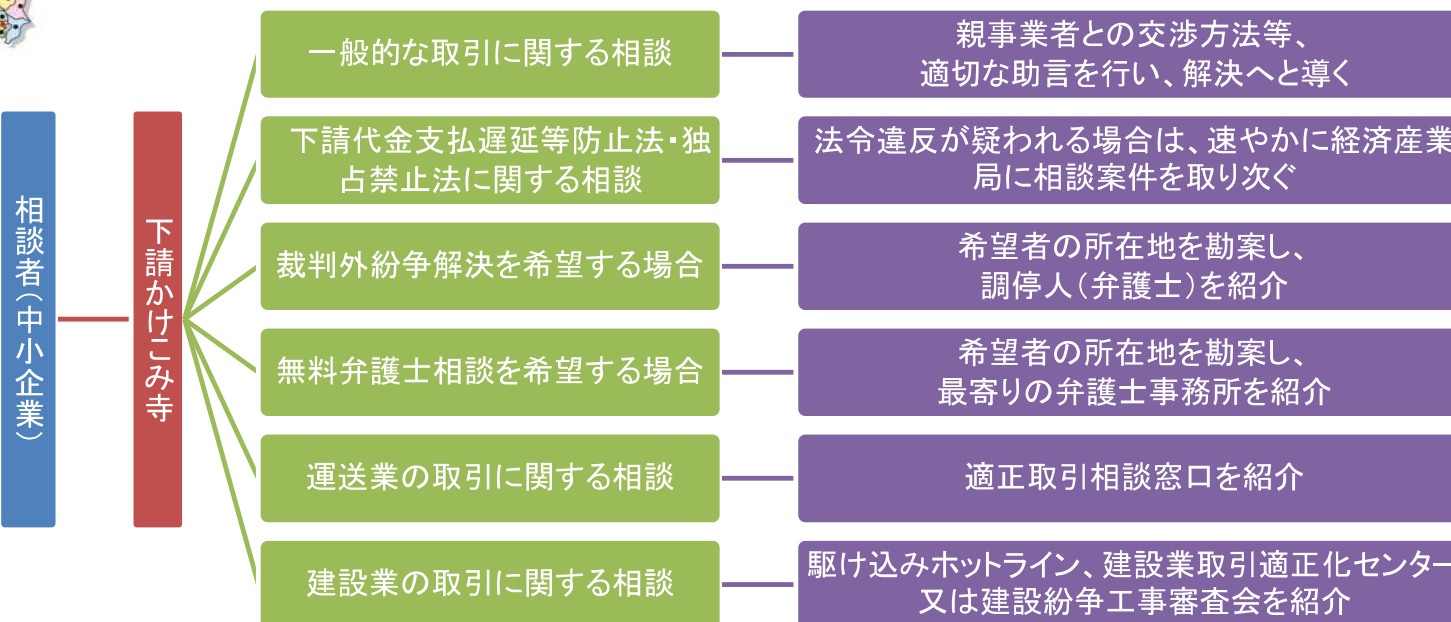
(参考)下請かけこみ寺(相談窓口)

下請かけこみ寺（事業内容）

- 下請代金の減額や消費税の転嫁など企業間取引に係る各種相談への対応や裁判外紛争解決手続を行うため、各都道府県の下請企業振興協会の協力を得て、本部及び全国47都道府県に「下請かけこみ寺」を設置。



企業間取引に関する様々な相談に相談員等が応じます。
裁判外紛争解決（ADR）手続により簡易・迅速な紛争解決を行います。
相談費用や調停費用は無料です。



下請かけこみ寺（相談業務）

●相談員等による相談対応件数

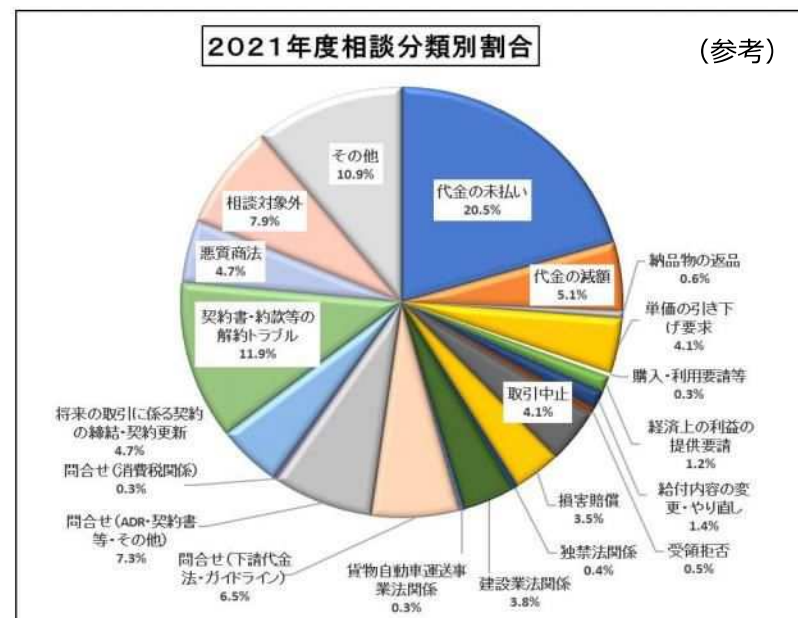
※「その他」には、下請代金支払遅延等防止法が適用されない中小企業同士のトラブルの他、法令等に関する一般的な質問等も含まれる。

	下請代金法関係	建設業関係	運送業関係 (代金法除く)	その他	消費税関係	合計
平成26年度	898	1,170	159	3,149	97	5,473
平成27年度	678	1,295	175	3,613	64	5,825
平成28年度	812	1,395	204	4,130	42	6,583
平成29年度	997	1,560	211	4,055	15	6,838
平成30年度	1,151	1,814	365	5,018	33	8,381
令和元年度	1,058	1,891	482	5,945	74	9,450
令和2年度	1,107	933	281	7,329	77	9,727
令和3年度	1,021	1,039	257	8,423	38	10,778

●弁護士無料相談件数

相談者の所在地に最も近い弁護士（全国に500名超の弁護士を登録）を紹介、弁護士が踏み込んだ相談対応を実施。

平成25年度相談件数 : 711件
 平成26年度相談件数 : 681件
 平成27年度相談件数 : 743件
 平成28年度相談件数 : 627件
 平成29年度相談件数 : 601件
 平成30年度相談件数 : 513件
 令和元年度相談件数 : 474件
 令和2年度相談件数 : 407件
 令和3年度相談件数 : 290件



下請かけこみ寺（裁判外紛争解決(ADR)手続き）

- 下請かけこみ寺では、取引関連の企業間トラブルを、裁判ではなく、**専門的な知識を有する公正な第三者（弁護士）による調停**によって、**簡易迅速に紛争を解決**
- **全国に約100名の弁護士を登録し、調停費用も無料**で実施

- 紛争当事者間の和解の仲介を行います。
- 裁判と異なり非公開で行われ、当事者以外に知れ渡ることはありません。
- 当事者が合意すれば、自由に調停場所、時間等を決めることができます。
- 短期間で調停手続きが進められます。
(一般的には調停を開始してから、約3ヶ月程度で終了します。)
- 費用は無料です。

■ ADRの実績件数

平成25年度	： 32件	平成30年度	： 18件
平成26年度	： 9件	令和元年度	： 22件
平成27年度	： 17件	令和2年度	： 18件
平成28年度	： 21件	令和3年度	： 17件
平成29年度	： 14件		